

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)は、住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)及び番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・機構は、住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、全国共通の本人確認を行うために必要最小限の情報のみを保有する。具体的には、5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報であり、所得額や社会保障給付情報などの税・社会保障・災害対策業務情報は保有しない。
また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)に基づき、行うこととなる個人番号カード発行のため、上記に掲げる以外の情報(送付先情報)を保有するが、使用目的を厳格に定めている。
・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証やパスワードにより操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。
・外部との接続に当たっては、専用回線の利用、機構が管理するファイアウォールによる厳重な通信制御、侵入検知システム(IDS)による侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信データの暗号化、通信プロトコルに独自のアプリケーションを用いる等の厳格な不正アクセス対策を講じている。

評価実施機関名

地方公共団体情報システム機構

公表日

令和8年6月22日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務
	住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務は、以下の、「1. 個人番号の生成・通知に係る事務」、「2. 本人確認情報の提供及び保存等に係る事務」、「3. 個人番号カードに係る事務」及び「4. 附票本人確認情報の提供及び保存等に係る事務」及び「5. カード代替電磁的記録に係る事務」に分かれる。 1. 個人番号の生成・通知に係る事務 (1)個人番号の生成・通知 ・個人番号は市町村長が指定することとされている(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第7条第1項)が、付番対象者は各市町村をまたがり、それぞれ重複のない番号を指定すべきことから、機構にて、個人番号とすべき番号を生成することとされている(番号法第8条第2項)。 ・そのため機構では、市町村長からの要求に基づき、個人番号とすべき番号を生成するため、市町村長から受領した住民票コードを元に個人番号とすべき番号を生成し、当該住民の住民票コードと対応付けて管理する。 ・市町村長からの要求に基づき、住民票コードに対応付く個人番号とすべき番号を通知する。 (2)個人番号の変更 ・番号法第7条第2項に基づき住民からの請求又は市町村長の職権(当該市町村において個人番号の漏えい等が発生し、本人の請求を待たず個人番号を変更する必要がある場合に行使する。)により個人番号を変更するため、市町村長からの要求により、個人番号生成システムで新しい個人番号とすべき番号を生成し、住民票コードと個人番号の対応付けを更新する。 (3)住民票コードの変更 ・住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)(以下「住基法」という。)第30条の4第1項に基づく住民からの住民票コードの変更申請に基づき、変更前後の住民票コードと個人番号の対応付けを更新する。 2. 本人確認情報の提供及び保存等に係る事務 機構は、市町村における市町村CS、都道府県における都道府県サーバ及び機構における住基全国サーバ等により構成される「住民基本台帳ネットワークシステム」において、全国共通の本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「機構保存本人確認情報ファイル」を作成し、住民に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、本人確認情報の提供及び保存等に係る以下の事務を実施する。 (1)本人確認情報の更新 ・機構保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、都道府県知事から通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新する。

事務の概要

(2)市町村長等への本人確認情報の提供

・市町村長、都道府県知事、国の機関等による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は5情報等に対応付く本人確認情報を機構保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。

国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、国の機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、機構保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票全国サーバに連携する場合がある。

(3)情報提供ネットワークシステムへの住民票コードの通知

情報提供ネットワークシステムでは個人番号を情報連携のキーとせず、個人番号とは異なる「情報提供用個人識別符号」を情報連携のキーとする。

・情報照会者・情報提供者又は情報提供等記録開示システムから要求を受け、情報提供ネットワークシステムに住民票コードを通知する。情報提供ネットワークシステムは機構から受領した住民票コードを元に符号を生成し、情報照会者・情報提供者又は情報提供等記録開示システムに通知する。

・過去に通知した住民票コードに変更が生じた場合、変更前後の住民票コードを情報提供ネットワークシステムに通知する。

(4)本人確認情報開示

・法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を機構保存本人確認情報ファイルから抽出し、開示請求者に提示する。

(5)本人確認情報整合

・機構保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村長から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて機構保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。

本人確認情報の利用(個人番号カード管理システムへの本人確認情報の提供)

個人番号カードの交付申請後に機構保存本人確認情報をもってカードの発行に用いられる送付先情報が最新かどうかを比較・突合し、古い住所や氏名でカードが発行され住民へ交付されるリスクを低減させる。

交付後のタイミングにおいても、申請から交付までの間の異動情報を個人番号カードの一時停止時の本人確認に用いられる利用者情報に反映させることにより、交付後直ちに異動後の最新の住所等で一時停止業務を行えるようにするため、個人番号カード管理システムから照会要求を受け(個人番号カード管理システム→住基全国サーバ)、住民票コードを元に機構保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供する(住基全国サーバ→個人番号カード管理システム)。

3. 個人番号カードに係る事務

個人番号カードは、各種手続における個人番号の確認及び本人確認の手段として国民生活の利便性向上に資することを目的に、番号法第17条により市町村長が交付することとされている。

機構は、個人番号カード省令第23条から第23条の3まで及び第35条第1項に基づき、個人番号通知書及び個人番号カードに係る以下の事務を行う。

(1)個人番号通知書の印刷・住民への送付

・住民に対して個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)を送付するため、市町村長より送付先に係る情報(以下「送付先情報」という。)を受領し、個人番号通知書及び交付申請書の印刷に係る情報を作成して委託事業者(印刷・送付事務)に提供する。

(2)個人番号カードの交付申請受付・発行・市町村又は住民への送付

・委託事業者(申請受付事務)より受領した申請書情報及びその他個人番号カードに搭載される情報を元に個人番号カード発行に係る情報を作成し、委託事業者(カード発行事務)に個人番号カード発行を委託する。

(3)カード管理情報の連携

・委託事業者(コールセンター事務)に、住民から個人番号カードの紛失・盗難等に基づく一時停止の連絡を受け付けた際に、本人確認を行った上で、個人番号カード管理システムに対して一時停止申請(あわせて、公的個人認証サービスに対し、電子証明書の一時的保留要求を行う。)を行う業務を委託する。

・個人番号カード管理システムにおいて個人番号カードの利用を一時停止するための処理を行い、一時停止した旨の情報を市町村長に通知する。

4. 附票本人確認情報の提供及び保存等に係る事務

機構は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「機構保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の提供及び保存等に係る以下の事務を実施する。なお、機構保存附票本人確認情報(以下「附票本人確認情報」という場合もある。)には、個人番号は含まれない。

(1)附票本人確認情報の更新

・機構保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、都道府県知事から通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新する。

(2)市町村長等への附票本人確認情報の提供

・市町村長、都道府県知事、国の機関等による住基法に基づく情報照会に対応するため、国外転出者に係る事務処理に関し、照会のあった当該個人の5情報等に対応付く附票本人確認情報を機構保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて機構保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供する場合がある。

(3)情報提供ネットワークシステムへの住民票コードの通知

情報提供ネットワークシステムでは個人番号を情報連携のキーとせず、個人番号とは異なる「情報提供用個人識別符号」を情報連携のキーとする。

・情報照会者・情報提供者から要求を受け、情報提供ネットワークシステムに住民票コードを通知する。

情報提供ネットワークシステムは機構から受領した住民票コードを元に符号を生成し、情報照会者・情報提供者に通知する。

・過去に通知した住民票コードに変更が生じた場合、変更前後の住民票コードを住基全国サーバを経由して情報提供ネットワークシステムに通知する。

(4)附票本人確認情報開示

・法律に基づく自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を機構保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、開示請求者に提示する。

(5)附票本人確認情報整合

・機構保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村長から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて機構保存附票本人確認情報ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。

また、機構保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報と機構保存附票本人確認情報ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。

附票本人確認情報の利用(個人番号カード管理システムへの附票本人確認情報の提供)

個人番号カードの交付申請後に機構保存附票本人確認情報をもってカードの発行に用いられる送付先情報が最新かどうかを比較・突合し、古い住所や氏名でカードが発行され住民へ交付されるリスクを低減させる。

交付後のタイミングにおいても、申請から交付までの間の異動情報を個人番号カードの一時停止時の本人確認に用いられる利用者情報に反映させることにより、交付後直ちに異動後の最新の住所等で一時停止業務を行えるようにするため、個人番号カード管理システムから照会要求を受け(個人番号カード管理システム→附票全国サーバ)、住民票コードを元に機構保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供する(附票全国サーバ→個人番号カード管理システム)。

	5. カード代替電磁的記録に係る事務 ・個人番号カードの交付を受けている者は、自己に係るカード代替電磁的記録をその者が使用する移動端末設備(スマートフォン)に記録して利用するため、その者の申請により当該カード代替電磁的記録の発行を受けることができることとされている(番号第18条の2第1項)。 ・番号法第18条の2に定めるカード代替電磁的記録に係る発行等の手続、有効期間に係る失効通知等について、デジタル庁が運用するmdoc発行管理システムの各機能を用いて、以下の事務を実施する。 (1)カード代替電磁的記録の発行 ・申請者から個人番号カードに記録された5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別)、個人番号及び本人の写真に係る電磁的記録の送信を受け、カード代替電磁的記録を発行し、申請者のスマートフォンに送信する。 (2)カード代替電磁的記録の失効 ・番号法第18条の2第9項に定める事由が発生したとき、mdoc発行管理システム上で、上記(1)で発行したカード代替電磁的記録を失効させ、当該申請者に係るカード代替電磁的記録が格納されたスマートフォンに対し、カード代替電磁的記録の失効通知を送信する。 (3)カード代替電磁的記録の更新 ・カード代替電磁的記録の有効期間が満了する場合は、新たなカード代替電磁的記録を自動発行し、カード代替電磁的記録が格納されたスマートフォンに送信する。 カード代替電磁的記録の有効期間中に、個人番号カードの有効期間が満了する場合は、当該満了の日がカード代替電磁的記録の有効期間となり、自動発行されない。 (4)カード代替電磁的記録の一時利用停止 ・利用者から上記(1)で発行したカード代替電磁的記録が格納されたスマートフォンの紛失・盗難等に基づく一時停止の連絡を受け付けた場合、もしくは利用者からスマートフォンの紛失申請(オンライン申請)を受けた場合、当該利用者のカード代替電磁的記録に一時利用停止処理を行う。
システムの名称	1. 個人番号生成システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 個人番号カード管理システム 4. 附票連携システム 5. mdoc発行管理システム

2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 個人番号管理ファイル (2) 機構保存本人確認情報ファイル (3) 個人番号カード用管理ファイル (4) 機構保存附票本人確認情報ファイル (5) カード代替電磁的記録用ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第8条(個人番号とすべき番号の生成) ・第16条の2(個人番号カードの発行等) ・第17条第1項、第3項、第6項(個人番号カードの交付等) ・第18条の2(カード代替電磁的記録の発行等) 2. 住基法 ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) ・第30条の9の2(デジタル庁への住民票コードの提供) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の11 (通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15第4項(本人確認情報の利用) ・第30条の15の2第1項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の32第2項(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第6項(附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) ・第30条の44の7第1項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
法令上の根拠	住基法第30条の9の2(デジタル庁への住民票コードの提供) 住基法第30条の44の2(デジタル庁への住民票コードの提供)
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	(1)住民基本台帳ネットワークシステム全国センター (2)住民基本台帳ネットワークシステム全国センター (3)個人番号センター、コンタクトセンター (4)住民基本台帳ネットワークシステム全国センター (5)個人番号センター、コンタクトセンター
所属長の役職名	(1)センター長 (2)センター長 (3)センター長 (4)センター長 (5)センター長

6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号102-8419 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館7階 地方公共団体情報システム機構 本人確認情報開示請求受付窓口 (https://www.j-lis.go.jp/juki-net/kaiji/kaiji_seikyu/cms_1453662.html) 郵送の場合の宛先についても同上
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」における請求先と同上
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年10月5日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月5日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]	< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [◯] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務においては、住基ネット照会を行う際には5情報等または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しているほか、特定個人情報の入手から保管・廃棄に係るプロセスにおける人手が介在する以下のような局面において、複数人での確認を行うようにしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある書類等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ < 選択肢 > 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か[再掲]	☐	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年1月29日	表紙 特記事項	・機構は、住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、全国共通の本人確認を行うために必要最小限の情報のみを保有する。具体的には、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報であり、所得額や社会保障給付情報などの税・社会保障・災害対策業務情報は保有しない。 また、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)から法令上の委任を受けて行うこととなる個人番号カード発行のため、上記に掲げる以外の情報(送付先情報)を保有するが、使用目的を厳格に定めている。 ・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証やパスワードにより操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。 ・外部との接続に当たっては、専用回線の利用、機構が管理するファイアウォールによる厳重な通信制御、侵入検知システム(IDS)による侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信データの暗号化、通信プロトコルに独自のアプリケーションを用いる等の厳格な不正アクセス対策を講じている。	・機構は、住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、全国共通の本人確認を行うために必要最小限の情報のみを保有する。具体的には、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報であり、所得額や社会保障給付情報などの税・社会保障・災害対策業務情報は保有しない。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令に基づき、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)から委任を受けて行うこととなる個人番号カード発行のため、上記に掲げる以外の情報(送付先情報)を保有するが、使用目的を厳格に定めている。 ・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証やパスワードにより操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。 ・外部との接続に当たっては、専用回線の利用、機構が管理するファイアウォールによる厳重な通信制御、侵入検知システム(IDS)による侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信データの暗号化、通信プロトコルに独自のアプリケーションを用いる等の厳格な不正アクセス対策を講じている。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成27年1月29日	- 1 事務の内容	(1)通知カードの印刷・住民への送付 / 個人番号カードの発行・市町村への送付 個人番号カードは、各種手続における個人情報の確認及び本人確認の手段として国民生活の利便性向上に資することを目的に、番号法第17条により市町村長が交付することとされている。 機構は、個人番号カードの交付主体である市町村長からの法令に基づく委任を受け、個人番号カード発行に係る以下の事務を行うことを予定している。	(1)通知カードの印刷・住民への送付 / 個人番号カードの発行・市町村への送付 個人番号カードは、各種手続における個人情報の確認及び本人確認の手段として国民生活の利便性向上に資することを目的に、番号法第17条により市町村長が交付することとされている。 機構は、個人番号カードの交付主体である市町村長から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)に基づく委任を受け、個人番号カード発行に係る以下の事務を行うことを予定している。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成28年4月1日	- 5 評価実施機関における担当部署	部署:個人番号プロジェクト推進部 所属長:総括部長 中村 宏卓	部署:住民基本台帳ネットワークシステム全国センター 所属長:センター長 米田 順彦	事後	特定個人情報保護評価指針(平成28年1月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年3月31日	- 5 評価実施機関における担当部署	部署:住民基本台帳ネットワークシステム全国センター 所属長:センター長 米田 順彦	部署:住民基本台帳ネットワークシステム全国センター 所属長:センター長 加松 正利	事後	特定個人情報保護評価指針(平成28年1月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成30年3月30日	- 5 評価実施機関における担当部署	部署:住民基本台帳ネットワークシステム全国センター 所属長:センター長 加松 正利	地方公共団体情報システム機構事務局 理事(兼)事務局長事務取扱 山口 英樹 住民基本台帳ネットワークシステム全国センター センター長 宮田 昌一 個人番号センター センター長 藤原 通孝	事後	特定個人情報保護評価指針(平成29年5月30日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月31日	- 1 事務の内容	1. 個人番号の生成・通知に係る事務 (1)個人番号の生成・通知 ・個人番号は市町村長が指定することとされている(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第7条第1項)が、付番対象者は各市町村をまたがり、それぞれ重複のない番号を指定すべきことから、機構にて、個人番号とすべき番号を生成することとされている(番号法第8条第2項)。	1. 個人番号の生成・通知に係る事務 (1)個人番号の生成・通知 ・個人番号は市町村長が指定することとされている(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成30年6月27日法律第66号施行時点)(以下「番号法」という。)第7条第1項)が、付番対象者は各市町村をまたがり、それぞれ重複のない番号を指定すべきことから、機構にて、個人番号とすべき番号を生成することとされている(番号法第8条第2項)。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月31日	- 1 事務の内容	1. 個人番号の生成・通知に係る事務 (3)住民票コードの変更 ・住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)(以下「住基法」という。)第30条の4第1項に基づく住民からの住民票コードの変更申請に基づき、変更前後の住民票コードと個人番号の対応付けを更新する。	1. 個人番号の生成・通知に係る事務 (3)住民票コードの変更 ・住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)(平成30年7月6日法律第71号施行時点)(以下「住基法」という。)第30条の4第1項に基づく住民からの住民票コードの変更申請に基づき、変更前後の住民票コードと個人番号の対応付けを更新する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月31日	- 1 事務の内容	3. 個人番号カードに係る事務 (1)通知カードの印刷・住民への送付 / 個人番号カードの発行・市町村への送付 個人番号カードは、各種手続における個人番号の確認及び本人確認の手段として国民生活の利便性向上に資することを目的に、番号法第17条により市町村長が交付することとされている。 機構は、個人番号カードの交付主体である市町村長から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)に基づく委任を受け、個人番号カード発行に係る以下の事務を行うことを予定している。 ・全住民に対して通知カード及び個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)を送付するため、市町村長より送付先に係る情報(以下「送付先情報」という。)を受領し、通知カード及び交付申請書の印刷に係る情報を作成して委託事業者(印刷・送付事務)に提供する。 ・委託事業者(申請受付事務)より受領した申請書情報及びその他個人番号カードに搭載される情報を元に個人番号カード発行に係る情報を作成し、委託事業者(カード発行事務)に個人番号カード発行を委託する。	3. 個人番号カードに係る事務 個人番号カードは、各種手続における個人番号の確認及び本人確認の手段として国民生活の利便性向上に資することを目的に、番号法第17条により市町村長が交付することとされている。 機構は、個人番号カードの交付主体である市町村長から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条第1項に基づく委任を受け、通知カード及び個人番号カードに係る以下の事務を行う。 (1)通知カードの印刷・住民への送付 ・住民に対して通知カード及び個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)を送付するため、市町村長より送付先に係る情報(以下「送付先情報」という。)を受領し、通知カード及び交付申請書の印刷に係る情報を作成して委託事業者(印刷・送付事務)に提供する。 (2)個人番号カードの交付申請受付・発行・市町村への送付 ・委託事業者(申請受付事務)より受領した申請書情報及びその他個人番号カードに搭載される情報を元に個人番号カード発行に係る情報を作成し、委託事業者(カード発行事務)に個人番号カード発行を委託する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月31日	- 1 事務の内容	(2)カード管理情報の連携 ・委託事業者(コールセンター事務)にて、住民から個人番号カードの紛失・盗難等に基づく一時停止の連絡を受け付けた際に、本人確認を行った上で、個人番号カード管理システムに対して一時停止申請を行う(あわせて、公的個人認証サービスに対し、電子証明書の一時保留要求を行う。)。 ・個人番号カード管理システムにおいて個人番号カードの利用を一時停止するための処理を行い、一時停止した旨の情報を市町村長に通知する。	(3)カード管理情報の連携 ・委託事業者(コールセンター事務)に、住民から個人番号カードの紛失・盗難等に基づく一時停止の連絡を受け付けた際に、本人確認を行った上で、個人番号カード管理システムに対して一時停止申請(あわせて、公的個人認証サービスに対し、電子証明書の一時保留要求を行う。)を行う業務を委託する。 ・個人番号カード管理システムにおいて個人番号カードの利用を一時停止するための処理を行い、一時停止した旨の情報を市町村長に通知する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月31日	- 5 評価実施機関における担当部署 所属長の役職名	地方公共団体情報システム機構事務局 理事(兼)事務局局長事務取扱 山口 英樹 住民基本台帳ネットワークシステム全国センター センター長 宮田 昌一 個人番号センター センター長 藤原 通孝	(1)理事(兼)事務局局長事務取扱 (2)センター長 (3)センター長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月31日	- 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号102-8419 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館6階 地方公共団体情報システム機構 本人確認情報開示請求受付窓口 (https://www.j-lis.go.jp/juki-net/kaiji/kaiji_seikyuu/cms_1453662.html) 郵送の場合の宛先についても同上	郵便番号102-8419 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館7階 地方公共団体情報システム機構 本人確認情報開示請求受付窓口 (https://www.j-lis.go.jp/juki-net/kaiji/kaiji_seikyuu/cms_1453662.html) 郵送の場合の宛先についても同上	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月31日	- 1 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月31日	- 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		十分である	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月31日	- 3 特定個人情報の使用		(目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策) 特に力を入れている (権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策) 十分である	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月31日	- 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月31日	- 5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		十分である	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月31日	- 6 情報提供ネットワークへの接続		(目的外の入手が行われるリスクへの対策) [○]接続しない(入手) (不正な提供が行われるリスクへの対策) 十分である(提供)	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月31日	- 7 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月31日	- 8 監査		[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月31日	- 9 従事者に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月23日	- 1 事務の概要	(5)本人確認情報整合 ・機構保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村長から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて機構保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。	(5)本人確認情報整合 ・機構保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村長から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて機構保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。 本人確認情報の利用(個人番号カード管理システムへの本人確認情報の提供) 個人番号カードの交付申請後に機構保存本人確認情報をもってカードの発行に用いられる送付先情報が最新かどうかを比較・突合し、古い住所や氏名でカードが発行され住民へ交付されるリスクを低減させる。 交付後のタイミングにおいても、申請から交付までの間の異動情報を個人番号カードの一時停止時の本人性確認に用いられる利用者情報に反映させることにより、交付後直ちに異動後の最新の住所等で一時停止業務を行えるようにするため、個人番号カード管理システムから照会要求を受け(個人番号カード管理システム→住基全国サーバ)、住民票コードを元に機構保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供する(住基全国サーバ→個人番号カード管理システム)。	事後	リスクの軽減につながる変更であることから、特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年5月11日	表紙 特記事項	・機構は、住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、全国共通の本人確認を行うために必要最小限の情報のみを保有する。具体的には、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報であり、所得額や社会保障給付情報などの税・社会保障・災害対策業務情報は保有しない。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令に基づき、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)から委任を受けて行うこととなる個人番号カード発行のため、上記に掲げる以外の情報(送付先情報)を保有するが、使用目的を厳格に定めている。	・機構は、住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、全国共通の本人確認を行うために必要最小限の情報のみを保有する。具体的には、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報であり、所得額や社会保障給付情報などの税・社会保障・災害対策業務情報は保有しない。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)に基づき、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)から委任を受けて行うこととなる個人番号カード発行のため、上記に掲げる以外の情報(送付先情報)を保有するが、使用目的を厳格に定めている。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年5月11日	- 1 事務の概要	個人番号カードは、各種手続における個人番号の確認及び本人確認の手段として国民生活の利便性向上に資することを目的に、番号法第17条により市町村長が交付することとされている。 機構は、個人番号カードの交付主体である市町村長から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条第1項に基づく委任を受け、通知カード及び個人番号カードに係る以下の事務を行う。 (1)通知カードの印刷・住民への送付 ・全住民に対して通知カード及び個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)を送付するため、市町村長より送付先に係る情報(以下「送付先情報」という。)を受領し、通知カード及び交付申請書の印刷に係る情報を作成して委託事業者(印刷・送付事務)に提供する。	3.個人番号カードに係る事務 個人番号カードは、各種手続における個人番号の確認及び本人確認の手段として国民生活の利便性向上に資することを目的に、番号法第17条により市町村長が交付することとされている。 機構は、個人番号カードの交付主体である市町村長から、個人番号カード省令第35条第1項に基づく(委任を受け、個人番号通知書及び個人番号カードに係る以下の事務を行う。 (1)個人番号通知書の印刷・住民への送付 ・住民に対して個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)を送付するため、市町村長より送付先に係る情報(以下「送付先情報」という。)を受領し、個人番号通知書及び交付申請書の印刷に係る情報を作成して委託事業者(印刷・送付事務)に提供する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月1日	表紙 特記事項	・機構は、住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、全国共通の本人確認を行うために必要最小限の情報のみを保有する。具体的には、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報であり、所得額や社会保障給付情報などの税・社会保障・災害対策業務情報は保有しない。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)に基づき、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)から委任を受けて行うこととなる個人番号カード発行のため、上記に掲げる以外の情報(送付先情報)を保有するが、使用目的を厳格に定めている。 ・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証やパスワードにより操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。 ・外部との接続に当たっては、専用回線の利用、機構が管理するファイアウォールによる厳重な通信制御、侵入検知システム(IDS)による侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信データの暗号化、通信プロトコルに独自のアプリケーションを用いる等の厳格な不正アクセス対策を講じている。	・機構は、住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、全国共通の本人確認を行うために必要最小限の情報のみを保有する。具体的には、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報であり、所得額や社会保障給付情報などの税・社会保障・災害対策業務情報は保有しない。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)に基づき、行うこととなる個人番号カード発行のため、上記に掲げる以外の情報(送付先情報)を保有するが、使用目的を厳格に定めている。 ・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証やパスワードにより操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。 ・外部との接続に当たっては、専用回線の利用、機構が管理するファイアウォールによる厳重な通信制御、侵入検知システム(IDS)による侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信データの暗号化、通信プロトコルに独自のアプリケーションを用いる等の厳格な不正アクセス対策を講じている。	事後	特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	- 1 事務の概要	3. 個人番号カードに係る事務 個人番号カードは、各種手続における個人番号の確認及び本人確認の手段として国民生活の利便性向上に資することを目的に、番号法第17条により市町村長が交付することとされている。 機構は、個人番号カードの交付主体である市町村長から、個人番号カード省令第35条第1項に基づく委任を受け、個人番号通知書及び個人番号カードに係る以下の事務を行う。	3. 個人番号カードに係る事務 個人番号カードは、各種手続における個人番号の確認及び本人確認の手段として国民生活の利便性向上に資することを目的に、番号法第17条により市町村長が交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条から第23条の3まで及び第35条第1項に基づき、個人番号通知書及び個人番号カードに係る以下の事務を行う。	事後	特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月1日	- 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第8条(個人番号とすべき番号の生成) ・第17条第1項、第3項、第6項(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 ・第30条の9の2(総務省への住民票コードの提供)	1. 番号法 ・第8条(個人番号とすべき番号の生成) ・第16条の2(個人番号カードの発行等) ・第17条第1項、第3項、第6項(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 ・第30条の9の2(デジタル庁への住民票コードの提供)	事後	特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月1日	- 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	住基法第30条の9の2(総務省への住民票コードの提供)	住基法第30条の9の2(デジタル庁への住民票コードの提供)	事後	特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年10月11日	- 1 事務の内容	住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務は、以下の、「1. 個人番号の生成・通知に係る事務」、「2. 本人確認情報の提供及び保存等に係る事務」及び「3. 個人番号カードに係る事務」に分かれる。	住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務は、以下の、「1. 個人番号の生成・通知に係る事務」、「2. 本人確認情報の提供及び保存等に係る事務」、「3. 個人番号カードに係る事務」及び「4. 附票本人確認情報の提供及び保存等に係る事務」に分かれる。	事前	特定個人情報保護評価指針(令和4年4月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たるため。
令和4年10月11日	- 1 事務の内容	2. 本人確認情報の提供及び保存等に係る事務 (2)市町村長等への本人確認情報の提供 ・市町村長、都道府県知事、国の機関等による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応付く本人確認情報を機構保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。	2. 本人確認情報の提供及び保存等に係る事務 (2)市町村長等への本人確認情報の提供 ・市町村長、都道府県知事、国の機関等による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応付く本人確認情報を機構保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、国の機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、機構保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票全国サーバに連携する場合がある。	事前	特定個人情報保護評価指針(令和4年4月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たるため。
令和4年10月11日	- 1 事務の内容	(記載なし)	4. 附票本人確認情報の提供及び保存等に係る事務 機構は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「機構保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の提供及び保存等に係る以下の事務を実施する。なお、機構保存附票本人確認情報(以下「附票本人確認情報」という場合もある。)には、個人番号は含まれない。 (1)附票本人確認情報の更新 ・機構保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、都道府県知事から通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新する。 (2)市町村長等への附票本人確認情報の提供 ・市町村長、都道府県知事、国の機関等による住基法に基づく情報照会に対応するため、国外転出者に係る事務処理に関し、照会のあった当該個人の4情報等に対応付く附票本人確認情報を機構保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて機構保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供する場合がある。	事前	特定個人情報保護評価指針(令和4年4月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月11日	- 1 事務の内容	(記載なし)	(3)情報提供ネットワークシステムへの住民票コードの通知 情報提供ネットワークシステムでは個人番号を情報連携のキーとせず、個人番号とは異なる「情報提供用個人識別符号」を情報連携のキーとする。 ・情報照会者・情報提供者から要求を受け、情報提供ネットワークシステムに住民票コードを通知する。情報提供ネットワークシステムは機構から受領した住民票コードを元に符号を生成し、情報照会者・情報提供者に通知する。 ・過去に通知した住民票コードに変更が生じた場合、変更前後の住民票コードを住基全国サーバを経由して情報提供ネットワークシステムに通知する。 (4)附票本人確認情報開示 ・法律に基づく自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を機構保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、開示請求者に提示する。	事前	特定個人情報保護評価指針(令和4年4月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たるため。
令和4年10月11日	- 1 事務の内容	(記載なし)	(5)附票本人確認情報整合 ・機構保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村長から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて機構保存附票本人確認情報ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。また、機構保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報と機構保存附票本人確認情報ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。 附票本人確認情報の利用(個人番号カード管理システムへの附票本人確認情報の提供) 個人番号カードの交付申請後に機構保存附票本人確認情報をもってカードの発行に用いられる送付先情報が最新かどうかを比較・突合し、古い住所や氏名でカードが発行され住民へ交付されるリスクを低減させる。 交付後のタイミングにおいても、申請から交付までの間の異動情報を個人番号カードの一時停止時の本人確認に用いられる利用者情報に反映させることにより、交付後直ちに異動後の最新の住所等で一時停止業務を行えるようにするため、個人番号カード管理システムから照会要求を受け(個人番号カード管理システム→附票全国サーバ)、住民票コードを元に機構保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供する(附票全国サーバ→個人番号カード管理システム)。	事前	特定個人情報保護評価指針(令和4年4月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たるため。
令和4年10月11日	- 1 システムの名称	1. 個人番号生成システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 個人番号カード管理システム	1. 個人番号生成システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 個人番号カード管理システム 4. 附票連携システム	事前	特定個人情報保護評価指針(令和4年4月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たるため。
令和4年10月11日	- 2	(1) 個人番号管理ファイル (2) 機構保存本人確認情報ファイル (3) 個人番号カード用管理ファイル	(1) 個人番号管理ファイル (2) 機構保存本人確認情報ファイル (3) 個人番号カード用管理ファイル (4) 機構保存附票本人確認情報ファイル	事前	特定個人情報保護評価指針(令和4年4月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月11日	- 3	1. 番号法 ・第8条(個人番号とすべき番号の生成) ・第16条の2(個人番号カードの発行等) ・第17条第1項、第3項、第6項(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) ・第30条の9の2(デジタル庁への住民票コードの提供) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15第4項(本人確認情報の利用) ・第30条の32第2項(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	1. 番号法 ・第8条(個人番号とすべき番号の生成) ・第16条の2(個人番号カードの発行等) ・第17条第1項、第3項、第6項(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) ・第30条の9の2(デジタル庁への住民票コードの提供) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15第4項(本人確認情報の利用) ・第30条の32第2項(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第6項(附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	事前	特定個人情報保護評価指針(令和4年4月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たるため。
令和4年10月11日	- 4 法令上の根拠	住基法第30条の9の2(デジタル庁への住民票コードの提供)	住基法第30条の9の2(デジタル庁への住民票コードの提供) 住基法第30条の44の2(デジタル庁への住民票コードの提供)	事前	特定個人情報保護評価指針(令和4年4月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たるため。
令和4年10月11日	- 5 部署	(1)地方公共団体情報システム機構事務局 (2)住民基本台帳ネットワークシステム全国センター (3)個人番号センター	(1)住民基本台帳ネットワークシステム全国センター (2)住民基本台帳ネットワークシステム全国センター (3)個人番号センター (4)住民基本台帳ネットワークシステム全国センター	事前	特定個人情報保護評価指針(令和4年4月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たるため。
令和4年10月11日	- 5 所属長の役職名	(1)理事(兼)事務局長事務取扱 (2)センター長 (3)センター長	(1)センター長 (2)センター長 (3)センター長 (4)センター長	事前	特定個人情報保護評価指針(令和4年4月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たるため。
令和6年5月22日	表紙 特記事項	(省略) また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号、以下「個人番号カード省令」という。))に基づき、行うこととなる個人番号カード発行のため、上記に掲げる以外の情報(送付先情報)を保有するが、使用目的を厳格に定めている。	(省略) また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号、以下「個人番号カード省令」という。))に基づき、行うこととなる個人番号カード発行のため、上記に掲げる以外の情報(送付先情報)を保有するが、使用目的を厳格に定めている。	事後	特定個人情報保護評価指針(令和4年4月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
令和6年5月22日	- 1 事務の概要	(2)個人番号カードの交付申請受付・発行・市町村への送付 ・委託事業者(申請受付事務)より受領した申請書情報及びその他個人番号カードに搭載される情報を元に個人番号カード発行に係る情報を作成し、委託事業者(カード発行事務)に個人番号カード発行を委託する。	(2)個人番号カードの交付申請受付・発行・市町村又は住民への送付 ・委託事業者(申請受付事務)より受領した申請書情報及びその他個人番号カードに搭載される情報を元に個人番号カード発行に係る情報を作成し、委託事業者(カード発行事務)に個人番号カード発行を委託する。	事後	特定個人情報保護評価指針(令和4年4月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月8日	- 1 事務の概要	1. 個人番号の生成・通知に係る事務 (1) 個人番号の生成・通知 ・個人番号は市町村長が指定することとされている(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成30年6月27日法律第66号施行時点)(以下「番号法」という。)) 第7条第1項)が、付番対象者は各市町村をまたがり、それぞれ重複のない番号を指定すべきことから、機構にて、個人番号とすべき番号を生成することとされている(番号法第8条第2項)。 ・そのため機構では、市町村長からの要求に基づき、個人番号とすべき番号を生成するため、市町村長から受領した住民票コードを元に個人番号とすべき番号を生成し、当該住民の住民票コードと対応付けて管理する。 ・市町村長からの要求に基づき、住民票コードに対応付く個人番号とすべき番号を通知する。 (2) 個人番号の変更 ・番号法第7条第2項に基づき住民からの請求又は市町村長の職権(当該市町村において個人番号の漏えい等が発生し、本人の請求を待たず個人番号を変更する必要がある場合に行使する。))により個人番号を変更するため、市町村長からの要求により、個人番号生成システムで新しい個人番号とすべき番号を生成し、住民票コードと個人番号の対応付けを更新する。 (3) 住民票コードの変更 ・住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)(平成30年7月6日法律第71号施行時点)(以下「住基法」という。))第30条の4第1項に基づく住民からの住民票コードの変更申請に基づき、変更前後の住民票コードと個人番号の対応付けを更新する。 (略)	1. 個人番号の生成・通知に係る事務 (1) 個人番号の生成・通知 ・個人番号は市町村長が指定することとされている(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)) 第7条第1項)が、付番対象者は各市町村をまたがり、それぞれ重複のない番号を指定すべきことから、機構にて、個人番号とすべき番号を生成することとされている(番号法第8条第2項)。 ・そのため機構では、市町村長からの要求に基づき、個人番号とすべき番号を生成するため、市町村長から受領した住民票コードを元に個人番号とすべき番号を生成し、当該住民の住民票コードと対応付けて管理する。 ・市町村長からの要求に基づき、住民票コードに対応付く個人番号とすべき番号を通知する。 (2) 個人番号の変更 ・番号法第7条第2項に基づき住民からの請求又は市町村長の職権(当該市町村において個人番号の漏えい等が発生し、本人の請求を待たず個人番号を変更する必要がある場合に行使する。))により個人番号を変更するため、市町村長からの要求により、個人番号生成システムで新しい個人番号とすべき番号を生成し、住民票コードと個人番号の対応付けを更新する。 (3) 住民票コードの変更 ・住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)(以下「住基法」という。))第30条の4第1項に基づく住民からの住民票コードの変更申請に基づき、変更前後の住民票コードと個人番号の対応付けを更新する。 (略)	事後	特定個人情報保護評価指針(令和6年5月27日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和6年11月8日	- 3 法令上の根拠	2. 住基法 ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) ・第30条の9の2(デジタル庁への住民票コードの提供) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15第4項(本人確認情報の利用) ・第30条の32第2項(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第6項(附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	2. 住基法 ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) ・第30条の9の2(デジタル庁への住民票コードの提供) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15第4項(本人確認情報の利用) ・第30条の15の2第1項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の32第2項(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第6項(附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用) ・第30条の44の7第1項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)	事後	特定個人情報保護評価指針(令和6年5月27日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和6年11月8日	- 8 人手を介在させる作業		住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務においては、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しているほか、特定個人情報の入手から保管・廃棄に係るプロセスにおける人手が介在する以下のような局面において、複数人での確認を行うようにしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある書類等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	特定個人情報保護評価指針(令和6年5月27日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年1月31日	- 1 事務の概要	住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務は、以下の、「1. 個人番号の生成・通知に係る事務」、「2. 本人確認情報の提供及び保存等に係る事務」、「3. 個人番号カードに係る事務」及び「4. 附票本人確認情報の提供及び保存等に係る事務」に分かれる。	住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務は、以下の、「1. 個人番号の生成・通知に係る事務」、「2. 本人確認情報の提供及び保存等に係る事務」、「3. 個人番号カードに係る事務」及び「4. 附票本人確認情報の提供及び保存等に係る事務」及び「5. カード代替電磁的記録に係る事務」に分かれる。	事前	特定個人情報保護評価指針(令和6年5月27日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	- 1 事務の概要		「5. カード代替電磁的記録に係る事務」について記載	事前	特定個人情報保護評価指針(令和6年5月27日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たるため。
令和7年1月31日	- 1 システムの名称	1. 個人番号生成システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 個人番号カード管理システム 4. 附票連携システム	1. 個人番号生成システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 個人番号カード管理システム 4. 附票連携システム 5. mdoc発行管理システム	事前	特定個人情報保護評価指針(令和6年5月27日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たるため。
令和7年1月31日	- 2	(1) 個人番号管理ファイル (2) 機構保存本人確認情報ファイル (3) 個人番号カード用管理ファイル (4) 機構保存附票本人確認情報ファイル	(1) 個人番号管理ファイル (2) 機構保存本人確認情報ファイル (3) 個人番号カード用管理ファイル (4) 機構保存附票本人確認情報ファイル (5) カード代替電磁的記録用ファイル	事前	特定個人情報保護評価指針(令和6年5月27日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たるため。
令和7年1月31日	- 3	1. 番号法 ・第8条(個人番号とすべき番号の生成) ・第16条の2(個人番号カードの発行等) ・第17条第1項、第3項、第6項(個人番号カードの交付等)	1. 番号法 ・第8条(個人番号とすべき番号の生成) ・第16条の2(個人番号カードの発行等) ・第17条第1項、第3項、第6項(個人番号カードの交付等) ・第18条の2(カード代替電磁的記録の発行等)	事前	特定個人情報保護評価指針(令和6年5月27日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たるため。
令和7年1月31日	- 5 部署	(1)住民基本台帳ネットワークシステム全国センター (2)住民基本台帳ネットワークシステム全国センター (3)個人番号センター (4)住民基本台帳ネットワークシステム全国センター	(1)住民基本台帳ネットワークシステム全国センター (2)住民基本台帳ネットワークシステム全国センター (3)個人番号センター (4)住民基本台帳ネットワークシステム全国センター (5)個人番号センター	事前	特定個人情報保護評価指針(令和6年5月27日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たるため。
令和7年1月31日	- 5 所属長の役職名	(1)センター長 (2)センター長 (3)センター長 (4)センター長	(1)センター長 (2)センター長 (3)センター長 (4)センター長 (5)センター長	事前	特定個人情報保護評価指針(令和6年5月27日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たるため。
令和7年6月10日	- 5 部署	(1)住民基本台帳ネットワークシステム全国センター (2)住民基本台帳ネットワークシステム全国センター (3)個人番号センター (4)住民基本台帳ネットワークシステム全国センター	(1)住民基本台帳ネットワークシステム全国センター (2)住民基本台帳ネットワークシステム全国センター (3)個人番号センター、コンタクトセンター (4)住民基本台帳ネットワークシステム全国センター (5)個人番号センター、コンタクトセンター	事後	特定個人情報保護評価指針(令和7年4月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
令和8年6月22日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	・機構は、住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、全国共通の本人確認を行うために必要最小限の情報のみを保有する。具体的には、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報であり、所得額や社会保障給付情報などの税・社会保障・災害対策業務情報は保有しない。 (略)	・機構は、住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、全国共通の本人確認を行うために必要最小限の情報のみを保有する。具体的には、5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報であり、所得額や社会保障給付情報などの税・社会保障・災害対策業務情報は保有しない。 (略)	事後	特定個人情報保護評価指針(令和7年7月15日個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月22日	- 1 事務の概要	2. 本人確認情報の提供及び保存等に係る事務 機構は、市町村における市町村ＣＳ、都道府県における都道府県サーバ及び機構における住基全国サーバ等により構成される「住民基本台帳ネットワークシステム」において、全国共通の本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「機構保存本人確認情報ファイル」を作成し、住民に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、本人確認情報の提供及び保存等に係る以下の事務を実施する。 (略) (2)市町村長等への本人確認情報の提供 ・市町村長、都道府県知事、国の機関等による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応付く本人確認情報を機構保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、国の機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、機構保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票全国サーバに連携する場合がある。 (略)	2. 本人確認情報の提供及び保存等に係る事務 機構は、市町村における市町村ＣＳ、都道府県における都道府県サーバ及び機構における住基全国サーバ等により構成される「住民基本台帳ネットワークシステム」において、全国共通の本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「機構保存本人確認情報ファイル」を作成し、住民に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、本人確認情報の提供及び保存等に係る以下の事務を実施する。 (略) (2)市町村長等への本人確認情報の提供 ・市町村長、都道府県知事、国の機関等による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は5情報等に対応付く本人確認情報を機構保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、国の機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、機構保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票全国サーバに連携する場合がある。 (略)	事後	特定個人情報保護評価指針(令和7年7月15日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和8年6月22日	- 1 事務の概要	4. 附票本人確認情報の提供及び保存等に係る事務 機構は、市町村における市町村ＣＳ、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「機構保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の提供及び保存等に係る以下の事務を実施する。なお、機構保存附票本人確認情報(以下「附票本人確認情報」という場合もある。)には、個人番号は含まれない。 (略) (2)市町村長等への附票本人確認情報の提供 ・市町村長、都道府県知事、国の機関等による住基法に基づく情報照会に対応するため、国外転出者に係る事務処理に関し、照会のあった当該個人の4情報等に対応付く附票本人確認情報を機構保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて機構保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供する場合がある。 (略)	4. 附票本人確認情報の提供及び保存等に係る事務 機構は、市町村における市町村ＣＳ、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「機構保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の提供及び保存等に係る以下の事務を実施する。なお、機構保存附票本人確認情報(以下「附票本人確認情報」という場合もある。)には、個人番号は含まれない。 (略) (2)市町村長等への附票本人確認情報の提供 ・市町村長、都道府県知事、国の機関等による住基法に基づく情報照会に対応するため、国外転出者に係る事務処理に関し、照会のあった当該個人の5情報等に対応付く附票本人確認情報を機構保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて機構保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供する場合がある。 (略)	事後	特定個人情報保護評価指針(令和7年7月15日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和8年6月22日	- 1 事務の概要	5. カード代替電磁的記録に係る事務 (1)カード代替電磁的記録の発行 申請者から個人番号カードに記録された4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号及び本人の写真に係る電磁的記録の送信を受け、カード代替電磁的記録を発行し、申請者のスマートフォンに送信する。	5. カード代替電磁的記録に係る事務 (1)カード代替電磁的記録の発行 申請者から個人番号カードに記録された5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別)、個人番号及び本人の写真に係る電磁的記録の送信を受け、カード代替電磁的記録を発行し、申請者のスマートフォンに送信する。	事後	特定個人情報保護評価指針(令和7年7月15日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和8年6月22日	- 8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か判断の根拠	住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務においては、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しているほか、特定個人情報の入手から保管・廃棄に係るプロセスにおける手が介入する以下のような局面において、複数人での確認を行うようにしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 (略)	住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務においては、住基ネット照会を行う際には5情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しているほか、特定個人情報の入手から保管・廃棄に係るプロセスにおける手が介入する以下のような局面において、複数人での確認を行うようにしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 (略)	事後	特定個人情報保護評価指針(令和7年7月15日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。